

## 生駒市における脱炭素化事業及び持続可能なまちづくりの推進に関する事業に係る行政財産使用料について

生駒市の脱炭素先行地域事業計画「“自治体新電力×コミュニティの力”で新たな脱炭素住宅都市モデルの実現」に基づき、発電設備等を設置及び運用する事業者が施設の屋根に太陽電池モジュールを設置する場合には、市の施設の屋根又は土地の使用を許可する際に適用する行政財産使用料の算出方法については、当該屋根又は土地が直接的には公有財産としての用に供していないことに鑑み、生駒市行政財産使用料条例第 3 条第 6 項第 1 号の規定に基づき、次に掲げるとおり、使用料を算出し、徴収するものとする。

### 1 対象とする発電設備等

本取扱を適用する発電設備等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 同上取付金具
- (3) パワーコンディショナー
- (4) 計測通信盤
- (5) 表示装置
- (6) 交流集電箱
- (7) 既設キュービクルに取り付ける継電器等
- (8) 蓄電設備
- (9) 充放電設備
- (10) 前各号に掲げる物を接続するケーブル・配管及び支持材

### 2 使用料の算出方法

屋根の使用面積に応じて、次の計算式で算出した額を使用料の年額とする。使用許可の期間が 1 年に満たないときは、日割りにより使用料の額を算出するものとする。

なお、太陽電池モジュール以外の発電設備等の設置・運用に供する土地の使用料は、全額免除とする。

$$\text{m}^2\text{あたりの建物価格}^{\ast 1} \times \text{建物の建築面積} / (\text{建物の延床面積} + \text{建物の建築面積})^{\ast 2} \\ \times 1.54/100^{\ast 3} \times \text{使用面積}^{\ast 4}$$

- ※1 奈良県地方法務局管内新築建物課税標準額標準価格認定基準表で定める 1 平方メートル当たりの単価に S38.12.25 自治省告示第 158 号 固定資産税評価基準「非木造家屋経年減点補正率基準表」(R5.11.15 総務省告示第 385 号改正) で定める経年減点補正率を乗じた値
- ※2 延床面積と屋根部分の面積(建築面積)の合計に占める屋根部分(建築面積)の割合
- ※3 生駒市税条例第 69 条で定める固定資産税率 1.4%×消費税 1.1%
- ※4 屋根のうち貸付にかかる部分の水平投影面積